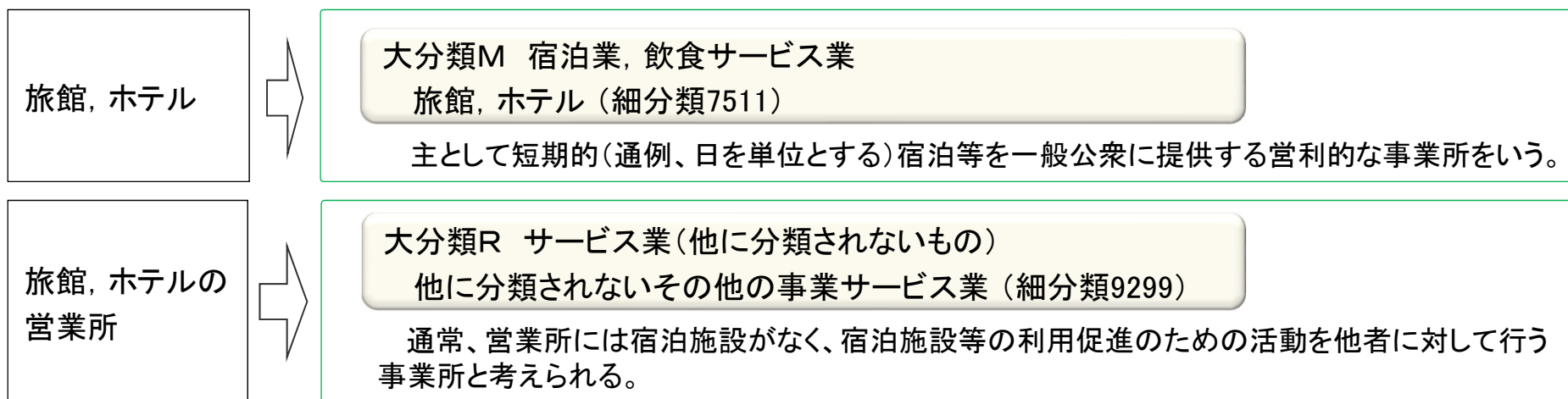


旅館、ホテルの営業所における売上の扱いについて(報告)

第3回産業分類検討チームにおける構成員からのご発言の趣旨

「ホテルの営業所」が大分類R サービス業(他に分類されないもの)に分類されると事務局から説明があった。売上の具体的な内容にも因るが、もしも営業所に宿泊の売上が立てられたのであれば、それが宿泊の売上であるにも関わらず、分類上は営業所の売上となるのか。



- 旅館やホテルの営業所では、売上のない営業所がほぼ全てであった。
- 売上があったごくわずかの旅館やホテルの営業所に関して、その売上の具体的な内容を確認できていないが、一部の誤記を除くと、それはおそらく宿泊等に関係する何らかの手数料等と推察される。
- 仮に、営業所に宿泊の売上がある場合には、営業所が宿泊施設を有していないため、売上はホテル等の事業所において計上することが適切であると考えられる。